

玉城町 令和5年度水質検査計画

玉城町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

平成17年度より玉城町では、水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため水質検査計画を策定しています。毎事業年度の開始前に、水道法施行規則により水道の需要者に対し情報を提供しています。

水質検査計画の概要は次のとおりです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己及び委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

(1) 玉城町は、町民の皆様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令に基づく水質基準に適合しているか、確認する検査を行います。

また、原水についても、水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物を除く水質基準項目を検査します。

(2) 玉城町は、水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。

(3) 玉城町は、水質検査の結果について評価を公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

2. 水道事業の概要

表1 水道事業の概要

系統 (水道施設名)	水源 原水の種類	浄水場 (処理能力 m ³ / 日) ・処理方式	配水池	給水区域	検査地点
1. 山岡水源 (山岡水源地)	深井戸3本	山岡水源地 (9,050) ・次亜塩消毒	岩出配水池 山神配水池	玉城町	原水: 山岡水源地着 水井 給水栓: 玉城町役場
2. 大仏山県水 (大仏山配水 地)	南勢水道用水	 (500)	大仏山配水池	大仏山公園	給水栓: 大仏山公園 管理事務所
合計=2系統		・給水能力 (9,550 m ³) ・平均給水量 (令和3年度実績) (6,068 m ³)		・給水人口 (令和3年 度末) 15,171人 ・普及率 100%	原水: 1ヶ所 給水栓: 2ヶ所

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

①山岡水源系統

[原水の状況]

山岡水源地の水源の井戸は、良好な水質で水量も安定しています。

[水質管理について]

地下水を次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。また、定期的に水質検査を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

②大仏山県水系統

[原水の状況]

南勢水道用水より受水し大仏山地区に給水を行っています。

[水質管理について]

県水を受水のため処理は行っておりませんが、給水栓での水質検査を定期的に行っています。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 水道水の水質検査

水質基準項目

玉城町では2系統で給水を行っています。系統別の採水場所については表1に、また、水質検査を行う項目、検査頻度については表2に示しました。

令和5年度は、前年度に引き続き、法令で定める水質基準項目のうち、「省略不可項目」及び「過去データ等から省略不可となった項目」については、原水・処理水の水質状況等を考慮して適切な検査回数とし、また、「省略可となった項目」についても、安全確認のため1年に4回検査します。

表2 系統別 水質検査項目及び検査頻度

	定期検査項目	検査回数 (回/年)	
		山岡水源系統	大仏山県水系統
基1	一般細菌	1 2	1 2
基2	大腸菌	1 2	1 2
基3	カドミウム及びその化合物	4	4
基4	水銀及びその化合物	4	4
基5	セレン及びその化合物	4	4
基6	鉛及びその化合物	4	4
基7	ヒ素及びその化合物	4	4
基8	六価クロム化合物	4	4
基9	亜硝酸態窒素	4	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 2	1 2
基12	フッ素及びその化合物	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	4	4
基14	四塩化炭素	4	4
基15	1, 4-ジオキサン	4	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4

基 17	ジクロロメタン	4	4
基 18	テトラクロロエチレン	4	4
基 19	トリクロロエチレン	4	4
基 20	ベンゼン	4	4
基 21	塩素酸	4	4
基 22	クロロ酢酸	4	4
基 23	クロロホルム	4	4
基 24	ジクロロ酢酸	4	4
基 25	ジブロモクロロメタン	4	4
基 26	臭素酸	4	4
基 27	総トリハロメタン	4	4
基 28	トリクロロ酢酸	4	4
基 29	ブロモジクロロメタン	4	4
基 30	ブロモホルム	4	4
基 31	ホルムアルデヒド	4	4
基 32	亜鉛及びその化合物	4	4
基 33	アルミニウム及びその化合物	4	4
基 34	鉄及びその化合物	4	4
基 35	銅及びその化合物	4	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	4	4
基 37	マンガン及びその化合物	4	4
基 38	塩化物イオン	1 2	1 2
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	4	4
基 40	蒸発残留物	4	4
基 41	陰イオン界面活性剤	4	4
基 42	ジェオスミン	4	4

基 43	2-メチルイソボルネオール	4	4
基 44	非イオン界面活性剤	4	4
基 45	フェノール類	4	4
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 2	1 2
基 47	pH 値	1 2	1 2
基 48	味	1 2	1 2
基 49	臭気	1 2	1 2
基 50	色度	1 2	1 2
基 51	濁度	1 2	1 2

(2) 水道水等の放射性物質検査の実施について

東京電力福島第一原子力発電所での事故を受け、玉城町では水道水中の放射性物質検査を年1回実施します。

放射性物質検査項目

検査回数（回／年）

検査項目	山岡水源系統
放射性ヨウ素 1 3 1	1
放射性セシウム 1 3 4	1
放射性セシウム 1 3 7	1

(3) 原水の水質検査

原水については、原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物（表2中、基21～31の11項目）を除く水質基準項目を年1回検査します。

また、必要に応じて水質管理目標設定項目等についても適宜検査を実施し、その結果を処理水と同様5年間保存します。

- ・山岡水源地の近郊に養豚場があったことから、「クリプトスポリジウム」の検査を年1回実施します。

- ・なお、浄水の供給を受けている三重県企業庁からは、水質検査結果について情報提供を受け、安全確認を行っています。

5. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

7. 水質検査の自己及び委託の区分

- (1) 「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目については、毎日、町が委託した検査員により検査を行います。
- (2) 原水及び処理水の「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」などについては、厚生労働大臣登録の検査機関に委託して検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表内容

- ① 水質検査計画書
- ② 水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③ その他

(2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について水道の需要者に対し次のように公表し、また、公表内容に対する需要者の意見を積極的に聞き、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。

- ・ 水質検査結果の評価は、その都度水質基準に適合しているかどうか判定を行って

ますが、詳細なデータ一覧は月毎に逐次整理して公表します。

需要者への公表の方法	需要者からの意見聞き取り方法
玉城町ホームページ	ヒヤリング調査
情報公開条例に基づく情報開示	インターネット、Eメール
水道水質検査結果年報（詳細）	

9. その他の留意事項

(1) 水源流域の汚染に関する動向把握と変化の状況

各水源については、毎月定期パトロールを実施し、水源流域の汚染を監視します。

(2) 原水の取水施設、浄水施設、配水施設及び給水管等の工事計画と実施状況

令和5年度は幹線配水管の新設、老朽水管橋の布設替等を行います。

(3) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、玉城町上下水道課、三重県環境生活部、三重県企業庁、水質検査を委託している一般財団法人三重県環境保全事業団等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。